

群馬大学医学部附属病院医療の質・安全管理部規程

平成 22. 4. 1 制 定
改正 平成 26. 4. 1 平成 26. 12. 9
平成 29. 5. 9 平成 30. 4. 1
平成 31. 4. 2

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第13条第5項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院医療の質・安全管理部（以下「医療の質・安全管理部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 医療の質・安全管理部は、病院長からの命を受け、医療の質を確保するとともに、医療事故防止のための安全管理体制を確保するため、群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）と連携し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応できる体制を整えることを目的とする。

(業務及び権限)

第3条 医療の質・安全管理部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療の質に関すること。
- (2) 安全管理委員会、事故防止専門委員会、事故調査専門委員会及びリスクマネージャー会議の審議事項に係る助言並びに当該会議等の資料・議事録の作成及び保存等庶務的事項に関すること。
- (3) 医療事故発生時の即時対応並びに事故調査専門委員会開催の判断に関すること。
- (4) 事故等に関する診療録・看護記録等への正確かつ十分な記載についての確認・指導に関すること。
- (5) 患者・家族への説明及び事故発生時の対応状況についての確認・指導に関すること。
- (6) 事故等の原因究明の適切な実施についての確認・指導に関すること。
- (7) インシデント及びアクシデント報告書の管理及び即時調査・分析に関すること。
- (8) ゼネラルリスクマネージャーの育成に関すること。
- (9) 医療安全に係る連絡調整並びに医療安全対策の推進に関すること。

2 医療の質・安全管理部は、前項の業務を行うため、医療事故防止及び医療の質・安全管理部の業務遂行上必要と認めるときは、各診療科等の長及び関係者から意見を聴取したうえで、必要な対応を求めることができる。

(職 員)

第4条 医療の質・安全管理部に、部長及び副部長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 病院の担当を命ぜられた教員のうち医療の質・安全管理部の担当を命ぜられた者
- (2) 看護部より選出された看護職員
- (3) 薬剤部より選出された薬剤師
- (4) 医事課長
- (5) その他部長が必要と認めた職員 若干人

(ゼネラルリスクマネージャー)

第5条 医療の質・安全管理部に、医療事故の発生の防止及び医療安全管理に関する統括的対応を行わせるため、ゼネラルリスクマネージャーを置く。

2 ゼネラルリスクマネージャーは、副部長及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員をもって充てる。

(ゼネラルリスクマネージャーの業務)

第6条 ゼネラルリスクマネージャーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理に関する企画、立案及び評価に関すること。
- (2) 職員の安全管理に関する意識の向上や指導に関すること。
- (3) インシデント報告書の調査・分析に関すること。
- (4) インシデント報告書の調査・分析後、速やかな再発防止策の立案と実行に関すること。

(5) 重大な又は部門を横断する医療事故発生時の対応と調整に関すること。

(6) その他医療安全に関する必要な事項

2 前項の業務を行うため、ゼネラルリスクマネージャーは、必要な研修・教育を受けなければならない。

(院内の協力体制)

第7条 医療事故防止及び医療の質・安全管理のために医療の質・安全管理部が取り組む施策については、病院の全ての教職員が協力するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、医療の質・安全管理部に関し必要な事項は、病院長が定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月9日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月2日から施行する。